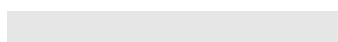


益子町図書館基本計画



益子町

はじめに	1
第1章 益子町図書館の意義	2
1 図書館関係法令について.....	3
2 総合計画等との整合性	5
3 図書館の果たす役割	7
第2章 益子町中央公民館図書室の現状と課題	9
第3章 益子町図書館のあるべき姿	12
1 基本理念・基本方針	12
2 益子町が目指す図書館	13
3 目標値の設定	16
4 益子町の図書館を利用する人たち	17
第4章 益子町図書館の設置場所.....	19
第5章 施設計画	20
1 施設規模	20
2 施設整備にあたり、留意すべき事項	21
3 施設構成について.....	22



第6章 事業手法について	24
第7章 管理計画.....	26
1 運営体制	26
2 休館日	26
3 開館時間	26
4 蔵書構成	27
5 貸出点数・貸出期間	27
第8章 蔵書計画.....	28
第9章 整備スケジュール.....	29

はじめに

人口減少の時代にあって、「人づくり」、「つながりづくり」には重要な意味があります。それは、地域が直面するさまざまな課題を解決するために、そこに住まう人たちが主体的に向き合い、協働するために欠くことのできない力となります。そうした「人づくり」、「つながりづくり」において、図書館には多様な世代を引き付け、町の活性化やコミュニティ形成の核となる役割が期待されます。

図書館は、生涯学習を支える知識・情報の拠点であり、豊かな人間性の涵養と健全な民主主義の発達にとってなくてはならない場所です。また、多種多様な資料を取り扱うことから、個々人の関心事に対して幅広く対応することができる施設でもあります。たとえば、健康で安全な暮らし、子育て、趣味や教養、職業的課題から社会的課題に対する研究などが挙げられます。学びを通じたつながり、課題や関心を同じくする人たちのつながりは、生涯学習の場における相互学習を通じた結びつきによってより確かなものとなります。その結びつきは、個人の幸福感や自己肯定感を高め、地域の絆を強めるうえで重要な役割を果たします。

人生100年時代において、複雑化する社会的課題を解決し、持続可能で豊かな社会の実現を目指すうえで、住民協働は欠くことのできないものであり、益子町の図書活動は、まさにそのような多くの町民の協働と自主的な活動によって支えられてきました。そうした図書活動に携わる人はもとより、多くの方々の長年にわたる図書館を求める声に応えるために、益子町は図書館整備へ向けて歩みを進めていきます。

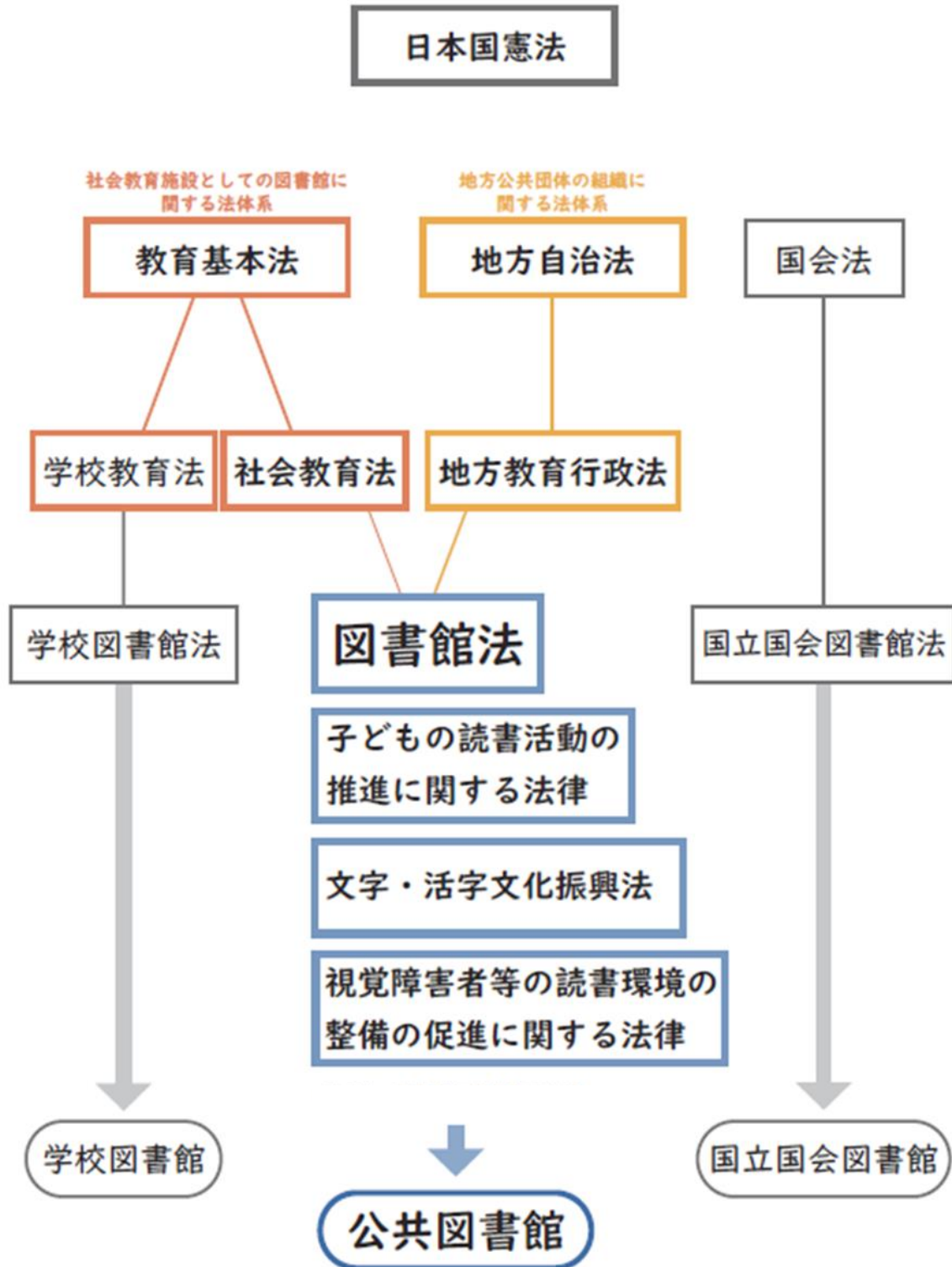
2019(平成31)年1月に、益子町の町民、町議会議員、町職員から構成される、益子町図書館基本構想検討委員会が発足しました。基本構想検討委員会では、益子町の未来にとって最も重要なことはなにかを考えてきました。そこで、町の総合計画において掲げられている計画の目的、「ましこならでは」の住みたい価値をつくるために、「益子町に住みたい、住み続けたい」と感じさせる場所、子育て世代の支援や親子の居場所、すべての世代の生きがいづくりを支援する場所としての図書館を目指すという方向性の下に「基本理念」とそれを実現する4つの「基本方針」が定められました。

2020(令和2)年3月に基本構想検討委員会より、町へ提出された「益子町図書館基本構想検討報告書」(以下、基本構想という)をもとに、より具体的な部分について議論を行うべく、町では、2020(令和2)年11月に益子町図書館基本計画策定委員会を組織し、同委員会とともに、町民の方々や、町内の認定こども園、保育園の保護者、町内小中学校児童生徒および保護者、県立益子芳星高校生徒、そして長年にわたり益子町中央公民館図書室で活動を続けてこられたボランティア団体を対象に、アンケート、ワークショップ、意見交換会などを実施してきました。そこで出されたさまざまな意見を分析し、益子町の図書館にとってなにが求められているか、どのようなサービスが考えられるかといった、計画の骨幹部分について検討を進めてきました。また町は、2022(令和4)年9月より、益子町図書館整備検討委員会を設置し、図書館の候補地について検討を進めてきました。

これまでの検討を踏まえた上で、「益子町図書館基本計画」(以下、基本計画という)では、「基本構想」において提起された理念・方針を継承し、益子町の賑わいと発展に寄与する核となる施設についての具体的計画を示します。「基本計画」においては、「基本構想」に示された「基本理念・未来を育む知の広場」と4つの「基本方針」として「交流の拠点」「育ち、学ぶ拠点」「文化の拠点」「くらしの拠点」の機能を実現するための鍵となるコンセプトを、第3の居場所(サードプレイス)としての複合的機能を有する図書館と捉え、「第3期ましこ未来計画」において掲げている、「幸せな協働体(共同体)・ましこ」という町の将来像を実現するための中核的役割を担う公共施設としての機能およびサービスを提示します。

第1章 益子町図書館の意義

【図書館に係る法体系】



1 図書館関係法令について

(1) 日本国憲法

日本国憲法は、主権が国民に存する（前文）との原理に基づいており、この原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりの思想・良心の自由（第19条）・表現の自由（第21条）の保障が不可欠です。それは、学問の自由（第23条）などの保障があってこそ成立するものであり、図書館はまさにこの責任を負う機関でもあります。これら憲法の精神に基づき、以下に示す教育基本法-社会教育法-図書館法といった行政が実施すべき教育法体系が整備されています。

(2) 社会教育施設としての図書館に関する法体系

教育基本法第1条（教育の目的）「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」とあります。また、教育基本法第12条（社会教育）第2項において、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と定めています。

社会教育法は、教育基本法の精神にのっとり、国、及び地方公共団体の任務として、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。」と定めています（社会教育法第3条）。この法律は、図書館法、博物館法とともに、社会教育関連法令とされ、社会教育行政の基本的なあり方を定めたものです。

(3) 地方公共団体の組織に関する法体系

図書館は地方自治法第244条に定める公の施設の一つです。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定義されます。運動場や体育館といった、体育施設や博物館、美術館、図書館といった文教施設、老人福祉施設や児童福祉施設、公園などが公の施設として挙げられます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条（教育機関の設置）において、「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。」としています。このことから、図書館は、住民の福祉の増進に資する公の施設であるとともに、社会教育を担う教育機関としての側面を有していると定義されます。

(4) その他、図書館に関連する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律は、2001（平成13）年に公布、施行された法律であり、同法第2条において、その基本理念として、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」としています。また、同法第4条（地方公共団体の責務）において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連

携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。

同法第9条(都道府県子ども読書活動推進計画等)では、「市町村は(中略)子ども読書活動推進計画の策定に努めなければならない」としており、この法律に基づいて、益子町では、「子ども読書活動推進計画」を策定し、計画を推進しています。

文字・活字文化振興法

文字・活字文化振興法は、2005(平成17)年に公布、施行された法律であり、同法第3条第1項において、その基本理念として、「文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。」としています。

同法第7条(地域における文字・活字文化の振興)において、「市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応ができるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。」同法第7条第2項「国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。」と定めています。この条文において、公共図書館および司書が、同法の理念を達成するために重要な役割を果たすことが明記されています。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、読書バリアフリー法とする)は、2019(令和元)年に公布、施行された法律であり、「障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的」としており(同法第1条)、「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難」(同法第2条)な人に対して、読書環境の整備の推進を行うことを定めています。

地方公共団体は、この法律に基づいて、読書環境の整備の推進を行う責務を有し(同法第5条)、また、読書バリアフリーに係る計画を策定するよう努めなければならない(同法第8条)と定められています。

益子町においても、読書バリアフリー法に基づいて、すべての人が読書に親しむ環境の整備を進めていきます。

(5)まとめ

これらの法律の理念、目的及び法が定めるところの地方公共団体の責務を実現するために、図書館は欠くことのできない施設であると考えられます。

栃木県内の25の市町の中で、益子町は唯一の図書館未設置自治体です。益子町は、これまで他に優先すべき事業を実施する必要等から、図書室での運営を継続してきました。しかし、これらの法律にある図書館が果たす多様な役割から見て、行政・財政計画の下に、図書館を設置することはこれからの益子町にとって大きな意義があると考えます。

第3期ましこ未来計画

まちの将来像：幸せな協働体（共同体）・ましこ

計画の目的：「ましこならではの」価値をつくり、「逆転の時代」をつくる

優先目標1 子育て・教育環境の充実を図り「子どもを育てたいまち」をつくる

優先目標2 住環境の整備により「住みたいまち」をつくる

優先目標3 産業振興により「仕事のあるまち」をつくる

益子町図書館基本構想

基本理念「未来を育む知の広場」

課題解決型図書館を核として、様々な課題の解決に取り組む主体の活動の場所＝生涯学習の拠点としての役割を担う

基本方針1：交流の拠点

基本方針2：育ち、学ぶ拠点

基本方針3：文化の拠点

基本方針4：くらしの拠点

益子町図書館基本計画

各種計画等の取組との整合性を図り、事業内容の具体化を行う

益子町の図書室の現在の課題から、各種計画の実現に向けて、益子町の図書館のあるべき姿を示し、予定地、施設規模、管理運営計画等を定める

第2期益子町子どもの読書活動推進計画

基本理念

「子どもの豊かな心を育み、未来を創り出すための生きる力を身につける」

子どもたちの生涯を通じた学びにつながる生きる力を培うため、子どもの読書活動の推進にあたる

第3期ましこ未来計画

益子町の最上位計画である「第3期ましこ未来計画」（総合振興計画、益子町まち・ひと・しごと創生総合戦略）は、2021（令和3）から2025（令和7）年度を計画の期間とし、「ましこならでは」の価値をつくり、「逆転の時代」をつくるという目的の下に、3つの優先目標を定めました。これらの優先目標は、人口減少という喫緊の課題の解決に向けて取り組むべき施策を方向付けるものです。

「第3期ましこ未来計画」において定義している、「逆転の時代」とは、減少傾向にある14歳以下の年少人口を、今後20年以内に増加傾向へと転ずることを意味し、それには、益子町の強みを活かした魅力あるまちづくりを行い、「子どもを育てたいまち」をつくる、「住みたいまち」をつくる、「仕事のあるまち」をつくるのが重要です。

本計画では、益子町の図書館を「第3期ましこ未来計画」における優先目標のそれぞれと密接に関わりを持ち、将来にわたり全町民にとって福祉の増進に資する重要な施設として位置づけます。

益子町図書館基本構想・基本計画

「基本構想」は、「未来を育む知の広場」を基本理念とし、年代を超えて多くの人たちが集い、つながる場所としての図書館を目指し、利用者の様々な課題解決を支援する図書館の機能の充実を図るべく、4つの基本方針を定めました。

「基本計画」では、「基本構想」で定められた事項を継承、発展させ、計画に落とし込み、「第3期ましこ未来計画」および各種個別計画との整合性を図りながら、目標値の設定を行い、施設に関する様々な事項を具体化していきます。

第2期益子町子どもの読書活動推進計画

「第2期益子町子どもの読書活動推進計画」は2021（令和3）から2025（令和7）年度を計画の期間とし、家庭、図書館、学校等の連携・協力や、子どもの読書を応援する町づくりを目指す施策に取り組むことを定め、移動図書館車の運行や読書活動の推進・啓発などを行っていきます。

移動図書館車については、2022（令和4）年度より運行を開始しており、町内の各公共施設や学校、福祉施設等を巡回しています。益子町の図書館は、移動図書館車等を活用しながら、地域に隔てのない図書館サービスの提供を行っていきます。

3 図書館の果たす役割

知る自由の保障

日本図書館協会による「図書館の自由に関する宣言」では、「図書館は、基本的人権のひとつとして、知る自由を有する国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする」と表明されています。知る自由とは、表現の自由と表裏一体をなすものであり、思想、良心の自由をはじめとして、一切の基本的人権にかかわり、それらの保障を実現する基礎的な要件です。

図書館の持つ特徴的な性質は公共財としての性質を具備しています。その特徴とは、無償で提供されること、すべての人に開かれていることです。図書館は、知りたいと思うすべての人に資料を提供することから、成熟した民主主義社会にとって必要不可欠な情報へのアクセシビリティ(利用しやすさ)を保障する社会インフラとしての役割を持っていると考えられます。

生涯学習-社会教育施設としての図書館

図書館の基本的サービスとしてあげられるレファレンスサービスですが、レファレンスとは、「参照」を意味し、情報の専門家としての図書館司書が、利用者の調査相談に応じ、資料検索、情報提供を行い、利用者の学習・調査研究を手助けする直接サービスと、資料検索、資料提供のための手段を提供する間接サービスに大別されます。いずれにしても、そこで提供される情報の特徴は、出典が明確で客観性、正確性の高い情報であることが挙げられます。誰もがインターネットにアクセスし、情報の受け手としてだけでなく、情報の発信者として、相互にコミュニケーションが可能な現代社会では、大規模大容量の情報をやり取りすることが一般化し、これまで以上にメディアリテラシーが社会的に要請されると考えられます。正しい情報を見極めることは、現代社会を生きるうえで重要な能力であり、社会教育を担う機関としての公共図書館こそが、利用者教育*を通じて、そのような人材を育成することが可能です。

学校図書館へのサポート

2018(平成30)年の経済協力開発機構(OECD)による学習到達度調査(PISA)において、日本は、科学的応用力、数学的応用力については高水準を示した反面、読解力については、前回調査時8位から15位へと順位が下がりました。子どもの読書活動をめぐる情勢について、子どもの不読率(1か月に一冊も本を読まなかった人の割合)の増加、活字離れ、読解力、論理的思考力の低下が社会的課題として提起される中で、その要因としては、社会の急速なICT化に伴うメディアの発達、情報通信端末の普及、SNSなどのコミュニケーションツールの多様化が挙げられています。2020(令和2)年度に本町において実施した、「益子町子どもの読書活動実態調査」において、国、および県と比較して、不読率について、低い値を示していることがわかりました(「第2期益子町子どもの読書活動推進計画」を参照)。また、県平均と比較して、小中高生のそれぞれが高い読書量を有していることは、長年にわたり本町で活躍する読み聞かせボランティア団体や学校等による活発な読書活動の推進の成果であると考えられます。しかし、読書活動の取り組みや、学校図書館の充実には、学校間で差が見られ、その背景には、各学校図書館を支援する公共図書館の不在が課題の一つとして挙げられます。

子どもの豊かな心を育み、未来を創り出すための生きる力を身につけるために、読書を通じた学びは重要な意味を持っており、図書館は必要不可欠であると考えられます。

* 利用者教育：自立して情報環境を効果的かつ効率的に活用することができる能力修得のために行われる組織的な教育活動。

すべての人に開かれた場所

図書館は、すべての人に開かれた場所であり、年齢、性別を超えてあらゆる町民が集う場所となり得ることから、他の施設にはない可能性に満ちていると考えます。本町においても重視している SDGs^{*1}（持続可能な開発目標）では「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しており、SDGs が掲げる17の目標の一つとして、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」というものがあります。益子町の図書館の「基本理念・未来を育む知の広場」が目指しているのは「益子町まちづくり基本条例」における「私たちが協働し、誰もが笑顔で暮らしていけるまちを築くこと」であり、これらは共通の価値観を有するものであり、持続可能で豊かな社会の実現にとって密接な関係性をもっていると考えられます。この理想を具現化するための有効な施策として、第3の居場所^{*2}（サードプレイス）として機能する図書館が必要です。

益子町の図書館は、町民にとっての憩いの場となり、多様な学びの場となり、暮らしをより良くしていくための場としての機能を果たします。図書館があるからこそ、この町に住みたい、住み続けたい、戻りたいと思うような、単なる公共施設ではない、そこに集う人たちの思いがこもった特別な価値を有する場所となります。

^{*1} SDGs: 2015(平成27)年9月に国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする国際目標。

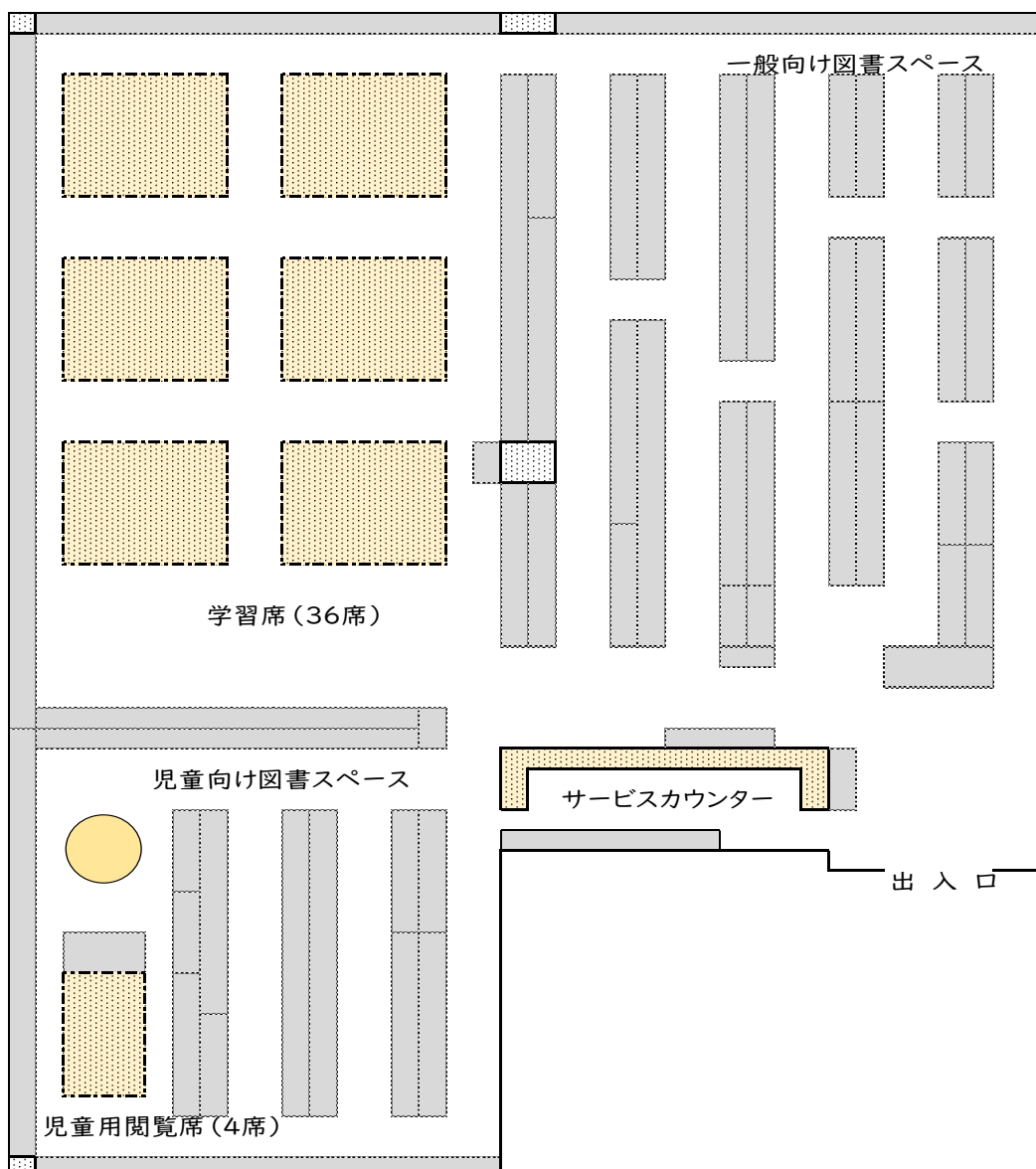
^{*2} 第3の居場所: 第3の居場所(サードプレイス)は「居心地の良い場所であること」「公平性に基づいた関係が形成されること」が条件として挙げられ、家でも職場や学校でもない、そこに来る人々の居場所となり、つながりを生むきっかけ、コミュニティ形成の核となる可能性を有している場所として期待される。

第2章 益子町中央公民館図書室の現状と課題

益子町中央公民館図書室の現状

所在地	益子町大字益子3667-3
開館	昭和 63 年 6 月 1 日
総面積	194.5 m ²
閲覧スペース	40 席(児童用 4 席)
開館時間	平日 9 時～20 時 土日祝 9 時～17 時
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合、その翌日) 年末年始 12 月 28 日～1 月 3 日
蔵書	34,178 冊(令和 2 年度)

益子町中央公民館図書室 配置図



益子町中央公民館図書室の課題

益子町中央公民館図書室は、栃木県公共図書館協会に加盟し、益子町において、図書館機能を担ってきました。しかし、総面積194.5㎡の中に、一般向け図書スペース、児童向け図書スペース、学習席を兼ねた閲覧スペースが40席あり、書架間隔の狭さと、児童向けのスペースと学習席が間仕切りなく隣り合っていることから、子どもを連れた利用者が、子どもに本を読んであげるとはばかれるといった課題があります。また、アンケートを通して、場所が奥まっておき、入りづらい雰囲気があるといった意見や、図書室があることが認知されていないといった課題が挙げられました。

現状の図書室は書架の収蔵能力が限界であり、閉架書庫が無いことから、資料の収集、保存について課題があります。学習閲覧席についても座席数が少なく、テスト期間などには、空いている席がなくて利用できず、利用者が帰ってしまうといったことが散見されます。

学校図書館との連携では、平素からの読書活動や調べ学習において、資料の協力貸出を行うなど、連携を図ってきましたが、公民館図書室の資料数では、各学校に十分な資料を提供することは、質、量ともに難しく、各学校、家庭ごとに、児童生徒が手にすることができる資料、情報には差が出てしまいます。

先に述べたように、現状の図書室の書架はすでに収蔵能力が限界を迎えており、購入した図書を納める書架がなく、書架増設も困難であることから、公立図書館の基準等を実現するうえで課題として挙げられます。

益子町の人口から算出される図書館の基準値

新図書館の施設規模の参考として、日本図書館協会の公立図書館の任務と目標(2004年3月)^{*1}に基づいて算出しました。なお、当該数値は2025(令和7)年における益子町の人口推計値^{*2}(20,473人)を基にしています。

項目	益子町の人口から算出する 公立図書館の任務と目標による基準値
延床面積	1,759㎡
蔵書冊数	118,980冊
開架冊数	84,990冊
資料費	19,964,066円
年間増加冊数	9,870冊
職員数	10人

^{*1} 公立図書館の任務と目標：人口段階別の貸出密度(=貸出冊数÷人口)上位10%の自治体の実績値を基準値と設定したもの。算出の基礎データは「日本の図書館 2003」が使用されている。

^{*2} 人口推計値：国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

栃木県内における各自治体の図書館比較表

(R4.3末現在)

市町名	人口(人)	登録率*	人口1人あたりの蔵書冊数(冊)	人口1人あたりの資料費(円)	人口千人あたりの受入冊数(冊)	人口1人あたりの年間来館数	人口1人あたりの貸出冊数(冊)
宇都宮市	517,434	28%	3.08	199.1	98.1	1.4	6.5
足利市	142,515	11%	2.01	77.1	41.4	0.7	1.9
栃木市	153,315	75%	4.60	279.2	144.7	1.8	5.0
佐野市	114,603	67%	4.19	242.2	96.0	1.5	3.2
鹿沼市	94,427	44%	4.53	312.9	129.2	1.9	4.3
日光市	76,877	74%	5.87	373.9	193.8	2.0	3.8
小山市	167,564	35%	3.37	146.8	62.3	1.5	3.5
真岡市	78,592	85%	3.57	283.8	108.7	1.8	3.2
大田原市	72,899	33%	3.84	303.4	118.7	2.5	6.0
矢板市	31,106	76%	4.49	318.8	117.7	1.6	3.2
那須塩原市	115,511	14%	2.88	242.6	120.5	3.6	4.9
さくら市	44,712	55%	4.85	601.5	166.1	2.6	6.0
那須烏山市	24,371	52%	9.05	671.9	333.2	2.2	6.3
下野市	59,268	45%	5.48	256.4	144.3	3.0	4.0
上三川町	30,874	24%	3.58	267.2	101.8	1.5	3.8
茂木町	11,577	54%	6.39	779.6	432.3	5.8	7.5
市貝町	11,150	77%	7.66	457.0	184.2	2.5	5.4
芳賀町	14,793	84%	7.71	490.8	370.7	3.6	7.9
壬生町	39,085	99%	4.24	149.1	75.1	1.1	3.3
野木町	24,885	114%	6.63	293.3	142.7	2.1	0.5
塩谷町	10,107	12%	3.21	345.3	312.1	0.5	1.6
高根沢町	29,113	40%	8.74	1,054.1	322.7	3.1	11.1
那須町	23,392	34%	4.53	325.8	113.1	1.5	3.4
那珂川町	14,862	47%	8.70	237.0	337.0	2.3	3.8
益子町	21,559	22%	1.49	142.3	33.3	0.2	0.5

栃木県公共図書館協会『栃木県内の図書館』(2022(令和4)年度発行)より作成

※宇都宮市の来館者数は、中央図書館を除いた数値(中央館のデータが無いため)

* 登録率:人口に対する利用登録者数の割合

第3章 益子町図書館のあるべき姿

1 基本理念・基本方針

基本理念 未来を育む知の広場

人、モノ、情報の集まる広場として、町の活性化の中心的役割を担う

基本方針 1 交流の拠点

- (1) 町民が集い、憩い、交流する場の提供
- (2) すべての世代が利用できる学びの提供
- (3) 静けさと賑わいの調和した空間の提供

基本方針 2 育ち、学ぶ拠点

- (1) 地域・学校・家庭と連携
- (2) 子育て世代が親子ともに育つ場の提供
- (3) 豊かな心を育む場の提供

基本方針 3 文化の拠点

- (1) 地域の魅力を伝えるための情報発信
- (2) 郷土資料の収集・保存・活用
- (3) 郷土・文化など多様な学びの場の提供・支援
- (4) 益子と人をつなげる観光サービス

基本方針 4 暮らしの拠点

- (1) 町民の活動を支える拠点
- (2) 町内経済の活性化
- (3) 町民の健康、福祉の増進
- (4) 災害対策のための地域防災拠点

「基本構想」では「基本理念・未来を育む知の広場」と4つの「基本方針」を実現するために導出される概念として、課題解決型図書館を核に据えています。図書館を、人、モノ、情報が集まるハブとして、有機的なネットワークを構築し、住民協働の場として、地域の課題、住民の課題を解決する一助となる場所を形成していくことを提案しました。

「基本計画」策定にあたり、幅広くアンケート、ワークショップを行うことで、図書館でなにができるか、図書館でなにをしたいか、といった図書館の可能性について模索しました。そこで出されたさまざまな示唆に富んだ意見をもとに、「基本計画」では、「基本構想」で示された提案を継承、発展させ、新しい図書館が目指す姿を記します。

2 益子町が目指す図書館

あらゆる人にとって、自分たちの居場所となる図書館を

益子町は、都市的な自由なライフスタイルと里山ののんびりとした空気の中で営まれる暮らしが共存する場所です。そのような益子町の図書館に求めるものを模索するうえで、ワークショップやアンケートを分析した結果、共起性の高い（同じ文脈で語られることが多い）キーワードとして「くつろぎ」や「スペース」といった、過ごし方に関する部分があらゆる世代において頻出していました。

また、もう一つの重要性の高いキーワードとして、分析の結果、浮かび上がってきたのは「通しやすい」「入りやすい」「借りやすい」「使いやすい」といった「～しやすい」といった表現です。そこから、益子町の図書館にとって重要なのは、誰にとっても「～しやすい」ということであり、訪れるすべての人たちにとって居心地が良く、使いやすい建築空間を実現することが求められます。

益子町の図書館が目指すのは、第3の居場所（サードプレイス）として、町民のくつろぎの場となり、自分自身が確かに誰かとつながっていることが実感できる居場所となることです。その場所があることが、個々人の幸福感や自己肯定感、生活の質（QOL）の向上に資する、町民相互のつながりと町の活性化に寄与するのです。

益子町の課題発見-解決の場としての図書館を

図書館法第7条の2に基づいて定められる「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、公共図書館のサービスとして、地域の課題に対応したサービスを挙げています。これは、利用者および住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するものであり、ビジネス支援や農業支援、防災情報や医療情報等の普及啓発など多岐にわたります。文部科学省が公開している「図書館実践事例集」では、全国の公共図書館のまちづくりや課題解決支援サービスについて情報提供を行っています。

益子町の図書館においても、課題解決支援サービスに力を入れ、益子町の基幹産業等に関する資料を積極的に収集していきます。益子町の基幹産業として、筆頭にあげられるものは、窯業や農業ですが、課題解決支援サービスを実施するにあたり、益子町の住民の解決すべき課題とはなにか。まず課題そのものを発見する場としての役割も果たしていきます。

つながりを生み出すための情報発信の場=地域の情報ハブとしての図書館を

図書館は、さまざまな人や組織がつながるための情報発信の拠点としての役割を果たします。益子町には、環境整備に携わる個人・団体や学校支援ボランティア、図書室の運営を支援する団体や読み聞かせの会など、さまざまな活動に取り組む主体があります。また、町でも、それぞれの所管課が広範多岐にわたる事業を実施しています。その中には非常に魅力的で、潜在的なニーズがあるにもかかわらず、知られていないがゆえに「つながり」が形成されていないというものもあります。

益子町の図書館はそこにリンクを形成するための情報のハブとしての役割を果たしていきます。あらゆる世代が過ごす図書館だからこそ、いままでつながりのなかった人たち同士がつながり、新しい風を吹き込み、それぞれの活動を活発化させる力をもっています。

益子ならではの価値を発見し、新たに創出するための場所

益子町の誇るべきものとして、世代を超えて挙げられる意見として、連綿と続く歴史、美しい風土と文化があります。益子町の豊かな里山の景色は、それを守り継いできた先人の営為によるものであり、後世に伝えるべき価値あるものとして認識されています。また、益子町には古代の窯跡や宇都宮家とゆかりの深い古刹など数多くの歴史的価値のある文化財が残っています。さらに濱田庄司や島岡達三らの優れた作品とその功績により、国内外に広く芸術的価値を認められた益子焼があります。その他にも民藝の精神を今に引き継ぐさまざまな手仕事の担い手がいます。益子町の図書館は、それら益子町の誇りを後世に残し、伝えていくための資料を収集し、それらを受け継ぐ人たちが、原点に戻ることができる場所となります。

益子ならではの価値とは、特徴的で広く知れ渡る歴史・文化はもとより、それらを育ててきた土壌≒環境と、そこに住まう人たちそのものにあり、益子町では、それを“人財”と表現しています。益子町の図書館は、益子ならではの価値とは、この“人財”にあると考えます。益子町の図書館は、人が自ら育っていく場所を目指しています。益子町に図書館ができることで、図書館を中心としてなされる活動は、新たなる益子ならではの価値を創出していくことを意味します。

すべての地区に図書館サービスを

誰もがより快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持、確保には、コンパクトシティ化と地域公共交通網の形成が必要です。自家用自動車に代替する公共交通手段の活用が、社会的課題として存在するなか、益子町では、2012(平成24)年以降、デマンドタクシーの運行を行ってきました。また、現在、益子町では、立地適正化計画*(2023(令和5)年3月策定)に基づく交通ネットワークとライフラインの強化、コンパクトシティ化を推し進めているところです。未曾有の人口減少社会において、都市機能を維持するには、人口密度を維持、確保するための居住誘導の取組が必要とされ、コンパクトシティプラスネットワークの確立が重要となります。立地適正化計画において、図書館は、都市機能誘導区域内に設置される誘導施設として位置づけられています。

また、高齢人口の増加が見込まれる社会状況にあって、近い将来、車を運転できなくなったとしても図書館を訪れたいという声に応え、配慮する必要があります。アンケート分析に基づく間接的な図書館サービスの拡充として、2022(令和4)年度より中央公民館図書室への自動車等移動手段を持たない方々に向けて、地域に隔てない図書館資料の提供という観点から、アウトリーチの一環として、移動図書館車の町内各小中学校等への運行を行っています。今後は、町内各地への運行のみならず、田野地区の農村環境改善センターや七井地区のあぐり館に各地区における図書館機能を果たす拠点として、分館機能を付与し、各地区と図書館を結ぶネットワークを形成していきます。益子町の図書館は、すべての地区が図書館サービスを楽しむことを目指します。

* 立地適正化計画：都市再生特別措置法に基づいて策定され、従来の都市計画マスタープランの一部とみなされる計画であり、高齢者や子育て世代が安心して健康的に生活できる環境を実現するため、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを実現するための計画。

多様化する資料形態への対応

新しい図書館は、一般の出版物に限らず、郷土資料、地域資料、行政資料から、インターネットを介して送受信されるネットワーク情報資源まで、幅広いメディアを取り扱うハイブリッド図書館を検討します。ハイブリッド図書館は非来館型のサービス展開を検討するために必要な環境を整える意味でも重要な概念であり、コロナ禍にあって、本町はもとより、全国の公共図書館が休館し、サービスを休止せざるを得ない状況に追い込まれたことを踏まえ、情報空間におけるサービスの構築についても検討していきます。

すべての子どもたちに本を手渡す

2021(令和3)から2025(令和7)年度を計画期間とする、第2期益子町子どもの読書活動推進計画では、基本理念として、「子どもの豊かな心を育み、未来を創り出すための生きる力を身につける」を掲げ、その基本方針の一つとして、「家庭・図書館・学校等の連携・協力による読書活動のさらなる推進」を挙げています。

現在、町内にある認定こども園、保育園、小中学校、高校では、様々な子どもの読書活動推進に取り組んでいます。新図書館では、認定こども園、保育園への団体貸出の仕組みづくりや、学校図書館支援機能を整備し、子どもたちにとって、もっとも身近な本に触れられる場所をサポートし、本町における子どもの読書活動のさらなる推進に取り組めます。

新学習指導要領では、情報活用能力の育成と主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングが重視されており、子どもたちが、社会や世界に向き合い、関わり合い、自分の人生を切り拓いていくための、「生きる力」を身につけることが期待されます。学校図書館支援機能として、学校図書館の読書センター、学習・情報センターとしての役割を補強します。それは、子どもたちの知りたいという気持ち、主体的な学びに応える環境を効果的かつ効果的に整えるために最も有効な手段であり、本町における子どもの読書活動推進の要となる施策になります。

3 目標値の設定

「人づくり・幸せづくりの場」=第3の居場所(サードプレイス)となり得る図書館を目指します。

指標	目標値
年間来館者数	16万人
年間貸出冊数	20万冊

||

指標	人口1人あたり換算の目標値
年間来館回数	8回
貸出冊数	10冊

本計画では、益子町の図書館の目標値として、年間来館者数および貸出冊数を指標とし、年間来館者数16万人、貸出冊数20万冊と設定します。この数値を人口一人あたりに換算した目標値は、年間来館回数にして8回、一人当たり貸出冊数にして10冊となります。

目標値の一つとして来館回数を設定したのは、図書館が、自宅でも職場や学校でもない、自分のお気に入りの場所、心安らぐ居心地の良い場所として、子どもから大人まで、また、町内外のあらゆる職業の人が、誰でも気軽に立ち寄ることのできる場所を目指しているからです。

4 益子町の図書館を利用する人たち

乳幼児および保護者

家庭において本に親しめる環境を形成することは、乳幼児期における子どもの読書活動の推進にとって非常に重要だと考えられます。図書館は家庭における読書活動の支援として、ブックリストの配布や啓発活動を行います。また、親子がともに絵本や物語に親しめる居場所として、読み聞かせや映画会、おはなし会、工作教室、ストーリーテリングやブックトークといったさまざまな集会行事、児童サービスを実施します。

図書館では、子どもたちが遊びの中でくつろいで絵本や物語に触れられる環境を整備します。想像する楽しさを味わうことや、幼い頃に「本を読んでもらって楽しかった」という経験は生涯にわたる宝物として、子どもたちの心を温め続けます。

図書館は、親子がともに育つ場所として、子育て世代にとって、子どもたちを安心して連れていける場所となります。また、益子町子ども子育て支援拠点施設「ましッココハウス」と事業連携を図りながら、子育て世代のサポートにも取り組みます。図書館は子どもたちの居場所であるとともに、その保護者にとっても、くつろいだ気持ちになれる居場所となります。そこでは、伸びやかに過ごす子どもを見守りながら、自身の生活上の課題や興味、関心事を探求し、ときに保護者同士で悩みや情報の共有を行う、つながりの場所としても機能します。

小学生

小学生は、それぞれの個性が養われ、さまざまな事柄に興味を芽生えてくる年代です。小学生にとって、図書館は、そこにあるいくつかの資料を自由に手に取り、読める場所です。また、そこには、潜在的な読書欲求と素敵な読書との出会いを橋渡し、子どもたちを豊かな読書経験へと導いてくれる司書がいます。

調べ学習をしに来た子どもには、考える道しるべとしての本を示し、大人向けの資料であっても、辞書などを用いながら一緒に読み解いてくれる、相談できる人がいる場所が小学生にとっての図書館です。

中高生

図書館は、中高生にとって、広い世界につながるポータル(入り口)としての役割を果たします。そこは、未知から既知へ、既知からさらなる未知へと広がる場所であり、多様な興味・関心から発する主体的な学びを手助けし、探求の手立てを提供します。また、グループ学習ができるスペースを設け、仲間同士で話し合いながら学べる場所を提供します。

図書館は、多様な学びの場として活用されるだけでなく、中高生にとって、家庭でも学校でもないもう一つの居場所、拠り所としての役割を果たしていきます。図書館を利用する中高生は、家庭や学校における役割とは別の、いつもとは少し違う自分になれる場所として、のびやかに過ごせます。そこは自分が気になる事柄へ、心の動きに任せ、知りたいことや成りたいものを発見する場所です。

学生・社会人・シニア世代

図書館は、学生、社会人、シニア世代にとって、自宅、職場以外の場における書齋や第二のオフィスのように使われることを想定します。そのため、インターネット環境の整備はもとより、居心地が良く、快適に過ごせる空間を提供する必要があります。図書館で過ごす人が、各々の調べ事や作業から手を休め、ふと周囲を見渡した際に、安らいだ心地になる空間を用意します。自由な空気の中で過ごすことは、趣味や創作に関する調べ事から学術的探究まで、さまざまな活動がはかどることにつながります。益子町の図書館はどこよりも快適で充実した環境下で課題に取り組める場所となります。

多様な働き方が可能となった現代において、益子町の図書館はコワーキングスペース^{*1}的な機能を果たしていきます。そこでは、作業に集中できる環境を用意するとともに、オープンで、気軽に対話できるスペースを設け、多様性を持ったコミュニティを生成し、共創へと導かれる場所を目指します。このような機能は、関係人口の創出という点からも、ワーケーション等で訪れる場所の選択肢となり得ると考えられ、移住定住促進にもつながります。

また、課題解決支援の一環として、ビジネス支援サービスを展開し、法律、特許情報や税務、会計手続きなどに関する資料を提供します。学生、社会人、シニア世代にとって、図書館は学問研究やビジネス上の調べ事をするうえで欠かせない場所、解決の糸口がつかめる場所です。

新しい図書館は、現在、益子町中央公民館で実施している、益子町図書館講演会やまちづくりに関するワークショップといった事業を継承し、発展させます。それによって、図書館は、興味や課題を共有する人たちのつながりの機会を創出し、住民協働のまちづくりを進めるうえで中核的役割を担う「未来を育む知の広場」、すなわち市民社会における公共圏^{*2}としての機能を果たします。

図書館は、多世代交流の拠点として、益子町の新たな賑わいの場所となります。ここで行われるさまざまな活動を通じた町民相互の交流を促進し、そこに集う人たちにとってかけがえのない場を築き上げていきます。

益子町に関心のある人

益子町は言わずと知れた陶芸の町であり、町内には数多くの窯元が開かれています。毎年、春と秋に開催される陶器市では、益子焼を求めて、日本中、ときには海外からも益子町へ訪れる人は珍しくありません。陶芸の道を志し益子町に勉強に来る方も多いことから、益子焼はもとより、国内外のさまざまな陶芸、および民藝全般に関わる資料を収集し、焼き物や民藝の調査・研究を行う環境を整備します。

益子焼の発展の歴史において、民藝運動との関わりは切り離すことのできないものです。とくに、今日の益子焼の発展にとって、濱田庄司による功績は大きく、濱田庄司ともかわりの深い柳宗悦による民藝の美学、思想としての「用の美」から押し広げて、手仕事の町・益子町で生まれるさまざまな作品の紹介を行い、益子町の人にも、そうでない人たちにも、益子町のさまざまな魅力を知る機会を創出します。

益子町には、カフェやパン、蕎麦などを提供する個性豊かな飲食店や、ましこ花のまちづくり、ましこ世間遺産など、地域の特徴的で魅力あるスポットが町内各地にあります。たくさんの方が集う図書館は、そうした地域の魅力の紹介や企画展示を行い、益子町の様々な事柄とつながることができる場所となります。

図書館はこの町に住みたいと思うきっかけづくりを行います。益子町の図書館は、「益子ならではの住みたい価値」が見つかる場所を目指します。

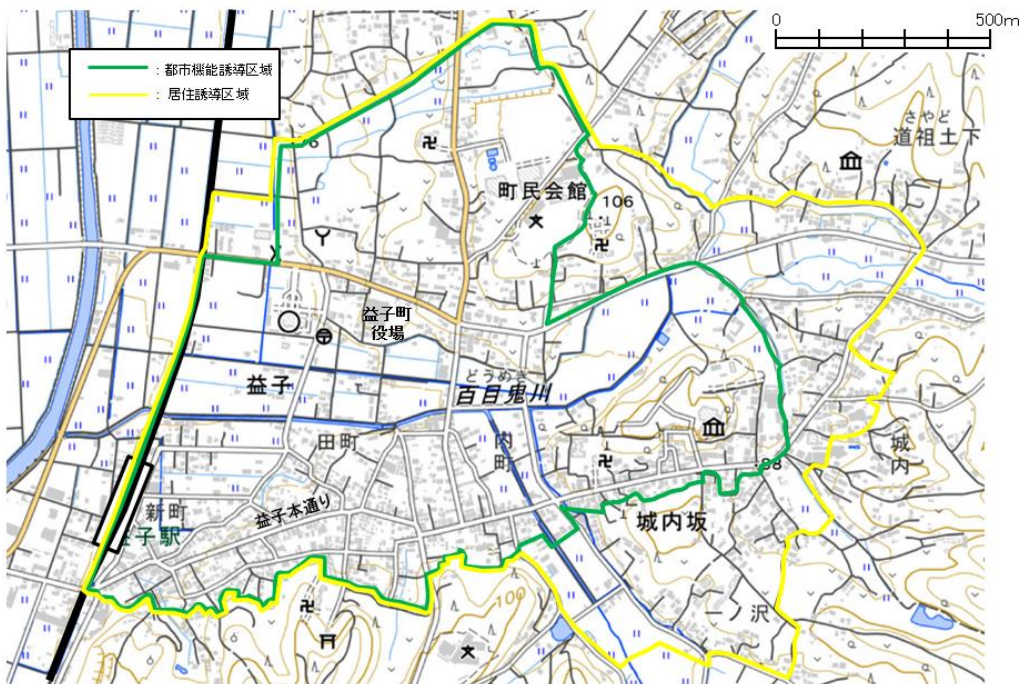
*1 コワーキングスペース： ネットワーク環境等、仕事のための設備を共有する場所であり、利用者同士の交流や共創を促進する。

*2 公共圏： 共通の関心について語り合う空間であり、誰もが参加できて自律・合理的な議論が可能なコミュニケーション空間。

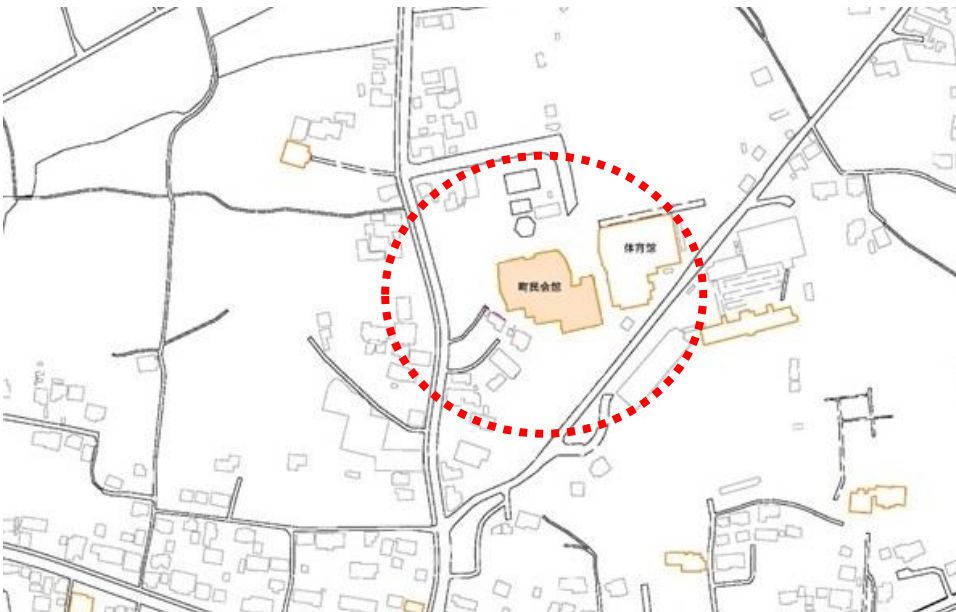
第4章 益子町図書館の設置場所

図書館は、益子町民センター（以下、町民センター）敷地内に設置します。町民センターは、現在、中央公民館、町民会館、総合体育館が敷地内にあり、生涯学習、文化振興の拠点的功能を有していることから、ここに図書館が整備されることで、各施設利用者の相互利用の促進、各事業との相乗効果が期待されます。また、近隣には中学校があり、学校との連携においても、事業効果が見込まれることや、町民会館、総合体育館が災害時の避難所として指定されていることから、防災性の観点からも高い優位性があります。さらに、図書館整備の際に活用を検討している国土交通省の補助事業である、都市構造再編集中支援事業の活用が見込まれるなどのメリットがあり、町民センター敷地内に設置することが最適であると判断しました。

町民センター周辺地図



拡大図



第5章 施設計画

1 施設規模

(1) 設置場所

町民センター敷地内とします。

(2) 施設構成

分類	内容
開架スペース	一般書(約4万冊)、児童書(約3万冊)、郷土資料、視聴覚資料、カウンター 閲覧スペース、ティーンズスペースなど
閉架スペース	閉架書庫(約4万冊)
サイレントスペース	学習・読書などに用いる静粛スペース
交流スペース	コミュニティスペース、グループ学習スペースなど
カフェスペース	カフェ機能を展開できるスペースもしくはコーナー
多目的スペース	イベントスペースとしても活用可能な空間を想定
事務・管理スペース	事務室、更衣室、休憩室、打ち合わせ室、職員玄関、作業室など
その他	ボランティア作業室、移動図書館車庫、機械室、物品庫、トイレなど

※延床面積は約2,300㎡を想定します。(図書スペースは1,500㎡を想定)

(3) 財源

財源としては、約9割は国庫補助金及び地方債、地方交付税に基づく交付金を活用する予定です。活用する国庫補助事業は、立地適正化計画に基づく支援事業である都市構造再編集中支援事業を想定しています。図書館は誘導施設^{*1}として位置づけられ、用地取得、設計施工等に係る費用に対して活用することができます。国庫補助金の活用のほかに、起債を行い、財政支出の平準化を図り、現在から将来に渡り負担とならない施設整備を行っていきます。なお、事業費については、基本設計において積算していきます。

(4) 運営費用

人件費、施設管理費、図書購入費等の運営費用は、近隣自治体や同規模施設をもつ自治体の状況を見ると、各自治体の一般会計予算の0.7～1%程度となっています。これを参考に、益子町の新図書館運営費も当町一般会計予算の1%以内を想定しており、併設する町民会館の運営と一部共用することにより、効率的かつ適切な図書館運営に努めます。

^{*1} 誘導施設：立地適正化計画で定められ、都市機能誘導区域内にその立地を誘導すべき都市機能増進施設であり、集客力があり、町の賑わいを生み出す図書館や、子育て世代にとって居住場所を定める際に重要な要素となる子育て支援施設がこれにあたる

2 施設整備にあたり、留意すべき事項

(1) 来館しやすい施設

道路交通の利便性を持ち、誰にとっても来館しやすい施設を目指します。駐車場については、周辺の駐車場の利用を含め、総合的に判断し、必要な台数を確保するため、基本設計時に調整を行います。また、障がいのある当事者の意見を取り入れ、ユニバーサルデザインを導入し、施設内外において、あらゆる人が安全で快適に利用できる施設を目指します。

(2) 災害時に安全な施設

地震災害や風水害など、激甚災害の蓋然性が増大する中で、災害時の安全性は、公共施設整備にとって、必須事項です。施設は、あらゆる災害に対応し、安心、安全を確保していく必要があります。

(3) 周辺環境との調和

景観と調和する優れた外観を有する、安全と周辺環境に配慮した施設を目指します。

(4) 施設の建材

益子町のさまざまな手仕事やものづくり、里山の自然を活用したものを取り入れ、建材の採用にあたっては、コスト、環境負荷、維持のしやすさ、修復しやすさなど、多面的な視点から、持続可能性に配慮します。

(5) 省エネルギー性

施設整備にあたっては、省エネルギー性を考慮した、高い環境性能の実現に努めます。

3 施設構成について

(1) 開架スペース

①開架スペース(一般)

- ・すべての人にとって利用しやすい空間とします。
- ・書架間隔にゆとりを持ち、車いすやベビーカーが通れる幅を確保します。
- ・書架の高さを抑え、見通しの良い空間とします。
- ・書架の表示をわかりやすく工夫し、蔵書検索用端末を設置し、資料へのアクセスを容易にします。
- ・閲覧席は、大型の資料も閲覧することが可能な什器を揃えます。また持ち込み資料の学習も可能とします。
- ・ブラウジングコーナーを設け、図書、雑誌、新聞などをゆっくりとくつろいで閲覧できるスペースにします。

②開架スペース(児童)

- ・子どもの声や足音が他のスペースに響かないよう床材や配置に工夫を行います。
- ・子どもが自分で図書を探せる棚の高さやわかりやすい分類の表示などに配慮します。
- ・児童向けカウンターを設置し、安心して気軽に本を借りられる環境を用意します。
- ・保護者が子どもたちを見守ることができるスペースを設置し、子育て世代向けの資料を用意します。
- ・児童スペースと一体的なおはなしの部屋を設け、おはなし会や読み聞かせの際に間仕切りできるようにします。
- ・閲覧スペースの什器は、子どもだけでつかえるものと、保護者と子どもが一緒に利用できるものを用意します。

③ティーンズスペース

- ・中高生のための居場所として、ひとりで、または仲間とともに、今までの図書館の枠を超えて自由に過ごせる場所を用意します。
- ・ヤングアダルト(YA)*向け図書を中心に書架を構成し、年代に特有の疑問や悩みへの回答を模索するための手段を提供します。

(2) サイレントスペース

- ・静かで落ち着いた環境で、集中して学習できるスペースとし、図書館資料の閲覧、調査研究や、参考書を持ち込み、作業や勉強が可能な静粛空間を整備します。

* ヤングアダルト(YA)：図書館のサービス対象として、12歳から18歳くらいまでの年代を指す。もう子どもではないが、まだ十分に大人でもない、大人への移行期における中高生の興味、関心に応えることは、図書館サービスにおいて重要な意味をもつ。ヤングアダルト向け図書は、ライトノベルなどから進路や人間関係、アイデンティティに関する主題を持つ図書、自然科学等の初歩的な解説書まで多岐にわたる。

(3) 交流スペース

- ・従来の静かな図書館像に対して、アクティブな活動を可能とするスペースであり、おしゃべりなどを許容し、多様な形態の交流と共創を生み出す場所と定義します。
- ・目的を定めず自由な使い方を想定するオープンなスペースであり、利用者間で話し合えるインタラクティブ（相互作用、対話的）な空間とします。
- ・コワーキングスペース的な活用が可能な設備を整備します。
- ・飲食できるスペースとし、よりくつろいで過ごせる憩いの場として機能します。
- ・グループ学習スペースとして活用可能な、複数人がお互いに相談し合いながら学習できる場所とします。

(4) カフェスペース

- ・休憩スペースとして、居心地よく、図書館と調和した空間を設けます。
- ・商業的な事業可能性については引き続き、調査を行い、適切に判断します。

(5) 多目的スペース

- ・図書館イベントや講演会、交流会、展示会、演奏会など、さまざまな利用法が可能なスペースであり、使用されていない時は、交流スペースの一部として活用可能な場所とします。
- ・イベントスペースとしての利用を想定することから、建築的な音環境の工夫を行い、他の空間の活動の妨げとならないよう留意します。

第6章 事業手法について

図書館整備にあたり、事業手法として、従来方式、DB方式^{*1}、DBO方式^{*2}、PFI方式^{*3}から検討を行いました。従来方式は、設計、建設、維持管理、運営までを行政が主体として個別に業務を進めていく方式です。それに対して、DB方式は、設計-施工一括発注方式とも言い、基本設計、実施設計、施工管理を行うJV(共同企業体)と委託契約を行い、事業を進めていきます。DBO方式は、DB方式に加えて、維持管理、運営に係る部分を含めて一括発注を行います。また、PFI方式は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(通称、PFI法)に基づいて実施される事業手法であり、PFI事業を進める主体、SPC(特別目的会社)を設立し、事業に係る資金調達を民間の金融機関からの借入に拠る点で他の整備手法と異なります。事業手法の選定にあたり、それぞれの手法の概要を下記の通りまとめました。

方式 業務		従来方式	DB方式	DBO方式	PFI方式
D	設計	個別発注	一括発注	一括発注	一括発注
B	建設	個別発注			
O	維持管理	個別発注 (直営/委託)	個別発注 (直営/委託)		
	運営	個別発注 (直営/委託※)	個別発注 (直営/委託)		
資金調達		町	町	町	民間
概要		施設整備に係る資金調達は町が行う。各業務を別個に手続きする。	設計、建設を同一事業者が一括で行う。資金調達は町が行う。維持管理、運営については従来方式と同様。	設計、建設、運営を同一事業者が一括で行う。資金調達は町が行う。事業期間を通して維持管理、運営を委託料として民間に支払う。	資金調達、設計、建設、維持管理、運営を民間事業者が行う。町はそれらの費用を、事業期間を通して平準化して支払う。

※指定管理方式を含む

^{*1} DB (Design Build) 方式: 通常、設計と施工を別の事業者が発注するものを、一括で発注することで、コスト削減、工期短縮が期待される。

^{*2} DBO (Design Build Operate) 方式: PFI方式に類似した事業方式であるが、資金調達を行政が行い、金融機関の借り入れがない点などが異なる。

^{*3} PFI (Private Finance Initiative) 方式: 民間からの資金調達を行い、運営をSPC(特別目的会社)が長期的に実施することで、公共事業の効率化を図る手法。

PFI方式はPFI法に基づいて民間からの資金調達を行うため、SPCの運営に対して金融機関のモニタリングが行われることで、SPCの財政上の運営が健全に行われることが期待されます。また、財政支出の平準化による負担軽減が可能であるというメリットが挙げられます。PFI方式に類似する手法として、DBO方式があります。DBO方式は、資金調達を金融機関から行わず、町が実施する点で異なります。PFI方式およびDBO方式は、事業期間として15年から20年近い長期間の契約を結ぶことから、一般的な指定管理方式に比べて、中長期的な展望に立った運営が可能であるといったメリットがありますが、従来方式と比べて、大規模災害等の不確実性に伴う公民のリスク分担が課題となります。DB方式は、設計から建設にあたる部分を一括発注することから、工期短縮と手続きコストの縮減が期待されるといったメリットが挙げられます。しかし、これらの発注方式の実施には、明確な要求水準書の作成等を要し、補助事業申請等に係るスケジュールに鑑みれば、現時点における導入は難しいと考えられます。また、既存施設の運営との相乗効果等を考慮すれば、従来方式に優位性があると考えられます。以上のことを踏まえ、本事業を進めていくにあたり、従来方式による事業手法での整備を進めるとともに、引き続き、指定管理方式等を含む民間活力の導入などを検討していきます。

第7章 管理計画

1 運営体制

質の高い図書館サービスを提供するため、交代勤務等の体制整備を含め、職員研修を受ける機会を保障し、豊かな知識を有する司書などの専門職員の確保、教育体制の構築を図ります。また、民間活力の導入を検討するとともに、ボランティア団体をはじめとする町民と協働した活動を推進できる体制とします。

図書館は、多彩な町民活動を育み、まちなかの賑わいを創出する中核施設としての機能を十分に発揮する運営体制とします。

2 休館日

- ・週1回の休館日
- ・資料整理日
- ・年末年始
- ・特別整理期間

3 開館時間

現在の中央公民館図書室の開館時間は平日9時から19時、休日9時から17時です。新図書館の開館時間は、近隣の図書館や利用者の動向などを踏まえ、検討を進めていきます。

近隣図書館の開館時間

		市貝町立図書館	ふみの森もてぎ図書館	芳賀町立図書館	真岡市立図書館
開館時間	平日	9:30~19:00 7月8月は 9:00~19:00	9:00~19:00	9:30~19:00	9:00~20:00
	休日	9:30~19:00 7月8月は 9:00~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
休館日		月曜日定休	月曜日定休	月曜日定休	月曜日定休

4 蔵書構成

- ・地域の情報拠点として、中立性を確保しながら、効率的な資料収集に努めます。
- ・広域連携の観点から、近隣の図書館と連携し、それぞれの強みを活かした蔵書構築を意識して、地域としての図書館の魅力を高めます。
- ・貴重な地域資料や行政資料は積極的に収集、保存するように努めます。
- ・ものづくりに特化した蔵書選定にあたっては、関連団体等と連携し、町の取組を反映したものとします。

5 貸出点数・貸出期間

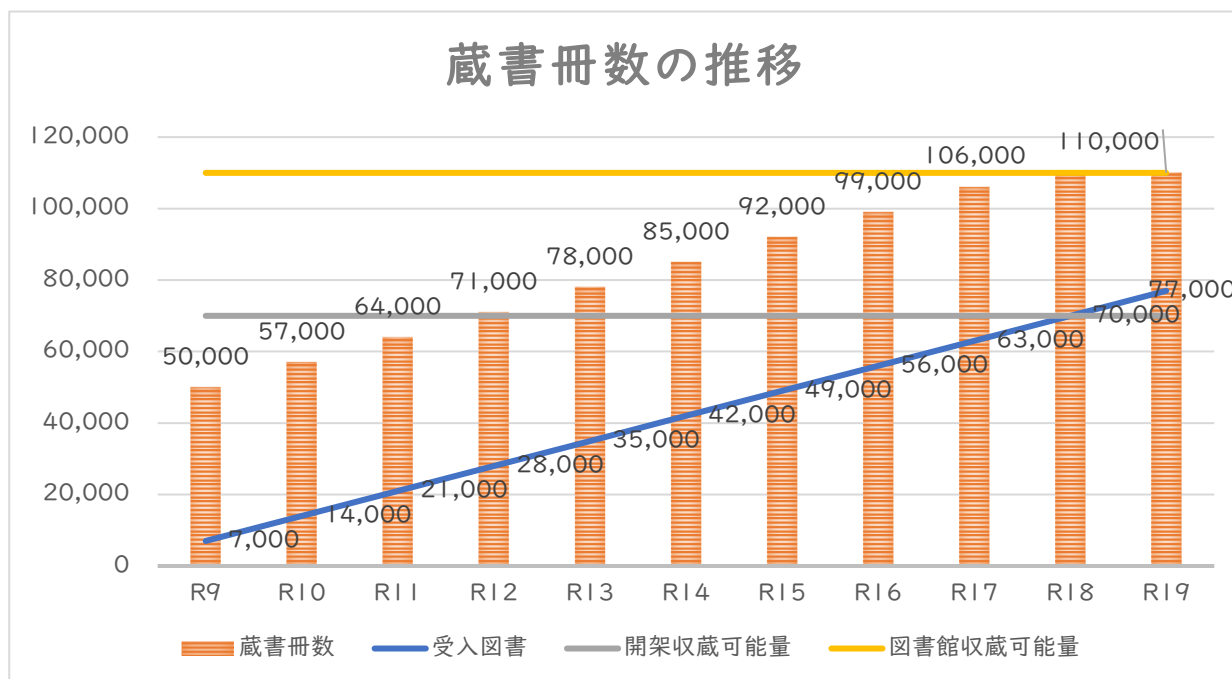
現在の中央公民館図書室の貸出点数は一人5点までであり、貸出期間は14日以内です。新図書館では、貸出点数・貸出期間について、近隣図書館や利用者の動向などを踏まえ検討を進めていきます。

	市貝町立図書館	ふみの森もてぎ図書館	芳賀町立図書館	真岡市立図書館
貸出限度点数	図書 10 点 視聴覚 2 点	図書 10 点 視聴覚 5 点	図書 10 点 視聴覚 5 点	制限なし(必要な冊数) ※受入 1 週間未満は 制限あり
貸出期間	14 日以内	15 日以内	14 日以内	14 日以内

第8章 蔵書計画

2025(令和7)年度における益子町の人口推計値を基に算出した数値として、日本図書館協会の基準では開架84,990冊が基準値となります。しかし、日本図書館協会の基準は2003(平成15)年の基準であり、図書館を取り巻く状況はこの大きく変化しており、全国齊一的な基準の適応は有効性に欠けると判断されます。また、電子書籍サービスの発展や国立国会図書館の絶版書等を対象とする図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用範囲拡大などの状況に鑑みて、図書館の蔵書構成に関する考え方は大きく変化しています。それらを踏まえて、益子町では、電子図書館サービスについて検討を進めるとともに、ゆったりと居心地の良い空間を形成し、誰にとっても使いやすい居場所となる図書館を目指し、一般向け図書(4万冊)、児童向け図書(絵本を含む)を3万冊の合計7万冊の開架冊数を計画します。上記に加えて、集密書架、固定式書架からなる閉架書架で閉架4万冊を想定し、11万冊の収蔵能力を確保します。

上記の収蔵能力から、開館時には、公民館図書室の既存の資料を引き継ぎつつ、町民の多様なニーズに応えるため、さらに一定の蔵書を確保するとともに、年間受入冊数は、蔵書新鮮度*0.1を目安とし、継続的かつ計画的に資料を収集し、資料の陳腐化を防ぎます。



本計画では、開架7万冊に対して、蔵書新鮮度0.1とした場合、年間受入冊数7,000冊と想定し、開架の図書の10%がその年に受け入れた新しい図書になります。

開館当初、5万冊を開架冊数と想定した場合、開館から3年で目標の開架冊数に達し、以降の到着図書の受入に伴い、開架の図書は順次閉架書庫へと移行していき、10年間で開架の図서가数値上、すべて置き換わります。

* 蔵書新鮮度：ある年の蔵書冊数を年の終わりの受入冊数で割った値 本計画では、開架7万冊を基準とした場合の値で換算しています

第9章 整備スケジュール

2018(平成30)年度 基本構想着手

2019(令和元)年度 基本構想策定(図書館の基本理念・基本方針を提示)

2020(令和2)年度 基本計画着手

2021(令和3)年度

2022(令和4)年度 図書館候補地比較検討

2023(令和5)年度 基本計画策定(基本構想を基に、具体的な部分に関する計画策定)

2024(令和6)年度 基本設計

2025(令和7)年度 実施設計

2026(令和8)年度 建設工事

2027(令和9)年度 建設工事、備品購入、供用開始